**〇〇〇〇防犯カメラ設置及び運用規程**

１　設置目的

　　この規程は、〇〇〇〇に設置する防犯カメラについて、住民の身近で起こる犯罪及び住民が不安に感じる事案の発生を抑止し、犯罪のない安全で安心なまちづくりに寄与することと併せ、防犯カメラに撮影される者のプライバシーの保護を図るため、その設置及び運用について定める。

２　設置場所及び設置表示

⑴　設置場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、〇〇〇〇に〇台の防犯カメラを設置する。

⑵　設置表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」「設置者名」を記載した表示板を掲示する。

３　管理責任者

⑴　防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとする。

⑵　管理責任者は、〇〇〇〇とする。

４　管理体制

⑴　管理責任者の責務は、次のとおりとする。

①　画像データにより知り得た情報の漏えい、または不正な使用の防止のため必要な措置に関すること

②　防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせに関すること

③　その他、画像データの適正な取り扱いに関すること

⑵　管理責任者が必要であると判断したときは、防犯カメラの操作及び画像データの取り扱いを行う操作取扱者を指定することができる。

⑶　管理責任者及び操作取扱者以外の者による操作及び取り扱いを禁止する。

５　画像データの管理

⑴　記録された画像データは、撮影時のまま保管するものとする。

⑵　画像データを記録した記録媒体は、施錠できる保管庫等で適正に管理するものとする。

⑶　記録媒体がある場所は、管理責任者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができない。

⑷　画像データの外部への持ち出し及び転送は、原則、禁止とする。

⑸　撮影された画像データの保存期間は、概ね〇〇日とする。

⑹　記録された画像データの不必要な複写や加工を行わないものとする。

**６　画像データの消去**

⑴　保存期間を経過した画像データは、重ね撮り等により速やかに消去するものとする。

⑵　記録媒体を処分するときは、管理責任者を含め複数人で破砕等により完全に画像データが読み取れない状態で処分したことを確認した上、処分した日時、方法等を記録するものとする。

**７　画像データの取り扱い**

⑴　画像データは、個人情報の保護に留意し、適切に取り扱うものとする。

⑵　記録された画像データは、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。

⑶　画像データは、次の場合を除き、第三者に閲覧・提供しないものとする。

①　法令に基づく場合

②　個人の生命、身体又は財産の安全確保その他公共の利益のために緊急又はやむを得ない場合

③　画像から識別される本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合

　　ただし、画像データの閲覧・提供を行う場合は、要請者から身分証明書等の提出を求め、本人確認を行うとともに、閲覧・提供の必要性を十分検討するものとする。また、画像データを閲覧・提供したときは、日時、相手先、目的・理由、画像データの内容等を記録するものとする。

**８　苦情等の処理**

管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせを受けた時は、誠実かつ迅速に対応するものとする。

（附　則）

この規程は、○○年〇〇月〇〇日から施行する。